

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方
水道企業団
広報

すいどう

No.44 令和2年1月



もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 新年のごあいさつ／理事会・議会・監査委員／
双葉地方水道企業団議会報告
- P3 水道水の濁りに伴う飲用制限について／貯水槽水道の管理について
- P4 お知らせ



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小埜字小山6-2 電話／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385

新年のごあいさつ



双葉地方水道企業団
企業長 **松本幸英**

元号が「令和」に変わり、はじめての新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げますとともに、平素より当企業団の業務に特段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、昨年10月には豪雨の影響により、水道水に濁りが発生しましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

「安心・安全な水を安定的に供給する」という、私共の使命を果たすことができず、一部地域住民の皆さまには大変なご心配、ご不便をお掛けしてしまったことは、痛恨の極みであります。水道が、生活に欠かすことのできない、最たる基盤であることを今一度、心に深く刻み、職員一同、信頼回復に努めてまいります。

最後になりますが、皆さま方のご多幸ご健勝をご祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

理事会・議会・監査委員 (令和元年12月1日現在)

双葉地方水道企業団理事会

企業長	松本幸英	(檜葉町長)
副企業長	宮本皓一	(富岡町長)
理事	遠藤智	(広野町長)
理事	吉田淳	(大熊町長)
理事	伊澤史朗	(双葉町長)

双葉地方水道企業団監査委員

代表監査委員	坂本和久	(富岡町)
監査委員	安藤英明	(檜葉町)

双葉地方水道企業団議会

議長	岩本久人	(双葉町議会議員)
議員	北郷伯弘	(広野町議会議員)
議員	小磯利雄	(広野町議会議員)
議員	関本範貞	(檜葉町議会議員)
議員	大和田信	(檜葉町議会議員)
議員	遠藤一善	(富岡町議会議員)
議員	高野泰	(富岡町議会議員)
議員	木幡ますみ	(大熊町議会議員)
議員	阿部光國	(大熊町議会議員)
議員	羽山君子	(双葉町議会議員)



双葉地方水道企業団議会報告

令和元年双葉地方水道企業団議会全員協議会

11月15日(金)、令和元年双葉地方水道企業団議会全員協議会が小山浄水場管理本館(檜葉町)で開催されました。

台風19号及び10月25日の豪雨の影響による水道水の濁りについて、始めに水道技術管理者より飲用制限に至った経緯の報告、今後の対策等の説明があり、それを受けて、議員より広報、給水対応の見直しや、再発防止について協議され、要望が出されました。



水道水の濁りに伴う 飲用制限について

10月12日に発生しました台風19号及び10月25日の記録的豪雨により、広野町・富岡町の一部、楡葉町・大熊町の水道水に濁りが発生し、皆さまに大変なご心配とご不便をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今回発生した水道水の濁りは、今までにない河川の濁りに対して水処理が追い付かず、ろ過池に高濁度の水が流入し、ろ過砂に不具合が生じたことが要因でした。

また、水道水を飲用制限とし、生活用水を確保するため給水を継続しましたが、放射性物質検査については、1日1回の検査及び小山浄水場においては、24時間連続（1時間に1回）で検査しており、すべて検出限界値（1Bq/kg）以下でした。

なお、水道水中における放射性物質の検査結果につきましては、企業団ホームページで毎日の検査結果を公表しております。

水道水の濁度（濁り）の測定値について

災害の内容	測定場所 (いずれも楡葉町)	水質基準に定める 濁りを超過した日	濁度の測定値 (水質基準2.0度)
台風19号	北林配水池	10月14日	2.06度
	小山浄水場	10月15日	3.77度
10月25日の豪雨	小山浄水場	10月27日	3.90度

復旧後の小山浄水場 濁度の測定値 <0.1度(12月10日採水)

最後に、今後の再発防止策としまして、不具合が生じたらろ過砂の入れ替えを今年度中に完了させ、また浄水場マニュアルの見直しも終了したことから、浄水場の管理を十分に行い、安全で安心な水道水の給水に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

貯水槽水道の管理について

～安全でおいしい水を飲んでいただくために～

貯水槽水道とは、ビル、マンション、学校、病院等のような規模の大きな施設において、企業団から供給される水道水のみを利用し、その水を受水槽に受けた後、建物の利用者に飲料水として給水する水道施設の総称です。

貯水槽水道については、水道法や双葉地方水道企業団給水条例等の定めにより設置者が管理することとなり、企業団では、設置者に対して必要な指導・助言・勧告を行っています。

福島県では水道水のみを利用している貯水槽水道を有効容量により次のように区分していますが、いずれの場合も水道法や同施行規則、福島県給水施設等条例等に基づく適切な維持管理が必要です。

特に、**水質については、貯水槽の入口までは企業団の責任において管理いたしますが、貯水槽以降については設置者の責任**となります。適切な管理が行われない場合、飲用水が汚染され健康被害をまねくおそれがあります。

《福島県における貯水槽水道の区分》

分類	定義	設置者が行わなければならない検査
簡易専用水道	有効容量が10㎡を超えるもの	年1回の登録検査機関による管理状態の検査
準簡易専用水道	有効容量が5㎡を超え10㎡以下のもの	年1回の水質検査(水道法の基準に適合するか)
小規模貯水槽水道	有効容量が5㎡以下のもの	年1回の水質検査(5項目)

● 設置者が行わなければならないこと

貯水槽水道の設置者におかれましては、次のようなことを行っていただくこととなりますので、日常の維持管理の徹底をお願いします。

① 貯水槽の清掃

年1回、定期的に貯水槽の清掃を行う。(できれば、専門の清掃業者に依頼しましょう。)

② 貯水槽の点検

水槽にひび割れがないか、汚水などに汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど定期的点検を行う。

③ 水質検査の実施

蛇口から出る水の水質検査を定期的に行う。異常があった場合は、必要な検査を行い安全確認をする。

④ 水の汚染事故が起きたら

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知する。





お知らせ

蛇口における水道水中の放射性物質モニタリング検査について

双葉地方水道企業団では、現在水道をご使用されているお客様を対象に安心して水道水をお使いいただくため、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を実施しています。

申込期間は、令和2年（2020年）2月28日（金）までとなっております。

検査を希望される方は、双葉地方水道企業団のホームページから申込用紙をプリントアウトのうえ、以下の方法により検査受託事業者へお申込みください。

《お申込み方法》

・検査受託事業者：(株)江東微生物研究所環境衛生事業部いわき

① 郵送の場合 〒970-1144 いわき市好間工業団地4-18

② FAXの場合 FAX番号：0246-36-7142

(連絡先：施設課浄水係 TEL0240-25-5341)

水道管を凍結から守りましょう

気温が氷点下になると水道管が凍結して破損したり、水が出なくなったりすることが多くなります。日の当たらない場所や風当たりの強い場所などは水道管が凍結しやすいので、**早めに凍結防止**の準備をお願いします。

●凍ってしまって水が出ないときは

凍った部分にタオルや布などをかぶせて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。

熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので、ご注意ください。

●水道管が破裂してしまったら

メーターボックス内のバルブを閉めて、水を止めましょう。すぐに指定給水装置工事事業者へ連絡し、修理を行ってください。(指定給水装置工事事業者はホームページをご覧ください、企業団へお問い合わせください。)

●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡檜葉町大字上小埜字小山6-2

電話番号：0240-25-5315 (代表)

F A X：0240-25-5385

ホームページアドレス <http://www.f-mizu.jp>

主なお問い合わせ内容	問い合わせ先	
・水道の使用開始、休止 ・水道料金、水道メーター検針	総務課 (営業係)	0240-25-5323
・水道工事、漏水、水質	施設課	0240-25-5341
・給水装置（給水管や蛇口など）工事	施設課 (給水係)	0240-26-0911